

整肢療護園入園利用の皆様へ

平成24年4月より障害者自立支援法等の一部が改正されましたが、施設利用については、引き続き利用契約書および重要事項説明書等によるセンターとの契約が必要です。

自己負担金は、受給者証に従って福祉利用料・医療利用料・食事ならびに別途センターで定める日常生活用品等をお支払いいただくことになっています。この受給者証は児童相談所（都道府県）への申請が必要です。申請されないと自己負担の軽減がありません。

福祉利用料・日常生活用品費等

（１）契約入所の場合（18歳未満の1月以上入院）

＊福祉利用料の負担額は、受給者証によって決まります。

＊日常生活用品費として「日額 210 円」を在園期間中頂きますが、15日以上の在園では「月額 6,120 円」を頂きます。

（２）医療入院の場合

＊18歳未満の方は1月以内の期間を基本とします。

＊医療入院では、18歳未満・18歳以上の方共に1週間後の8日目から、療育に要する経費・日常生活用品の実費等として、付添い者のない場合は 510 円／日・付添い者のある場合は 210 円／日を頂きます。

おむつ使用について

おむつ購入費として 110 円／3 枚を頂きます。

食費は一食ごとの費用徴収となります

・契約入所の方は、受給者証の記載に従っての負担額となります。

・非課税世帯で食事代の減額を受ける場合は、加入している医療保険窓口で標準負担額減額認定証の発行手続きをお願い致します。

入院医療費について

＊契約入所：医療利用料は、受給者証によって決まります。

東京都の場合、障（マル障）・乳（マル乳）・子（マル子）・青（マル青）をお持ちの方は従来通り給付され、代理受領となっております。

東京都以外の場合、償還（立替え）払いとなっております。

＊医療入院：障（マル障）・乳（マル乳）・子（マル子）・青（マル青）をお持ちの方は、契約入所の場合と同じです。

自立支援医療(育成・更生医療)制度は世帯の所得（課税）に応じた負担となっております。

その他

＊付き添いの方の寝具等・食事代は、別途徴収いたします。

令和7年3月1日

心身障害児総合医療療育センター所長 小崎 慶介

整肢療護園への契約入所・医療入院による利用料金について

A. ① 契約入所：日用品費

- * 月の入所日数が 14 日以下の場合 210 円/日
- * 月の入所日数が 15 日以上の場合 6,120 円/月

※ 感染症などの発生により、利用者様からの御希望以外で外泊をしていただく場合、210 円の日用品費はいただきません。

② 医療入院：療育に関する経費（入院後 8 日目から）

- * 付き添いなし 510 円/日
- * 付き添いあり 210 円/日

B. オムツに関する費用

- * オムツ購入費（1 年以上の契約入所） 110 円/3 枚

※ オムツ購入費は、実際に入所された日数分の利用料金となりますので、外泊をされた場合、いただきません。

C. 各種自己負担金（契約入所・医療入院共通）

- * 衣類の洗濯料 110/回
- * 基本サービス外の外出運転代行 2,000 円/時間
- * 基本サービス外の外出付き添い代行 2,000 円/時間
- * 外部機関等事務手続き代行 3,000 円/件
- * 私物購入代行 500 円/件
- * 衣替え代行 3,000 円/回
- * 衣類棚使用 1,000 円/年
- * 預かり金管理・保管代行 1,000 円/年

※ 原則として保護者様の責任で準備・実施していただくものですが、止むを得ずセンター職員が代行する際は、「代行依頼届け」を、提出していただきます。

- * センター公用車使用 100 円/km
- * インフルエンザ等予防接種 当センター規定料金

※ 上記の他に、診断書・意見書料、歯ブラシ、歯間ブラシ代等の実費をいただきます。

D. 付き添いの方の自己負担金（契約入所・医療入院共通）

- * 付き添い者諸費用（光熱水及び寝具代等） 540 円/日
- * 食事代
朝食 500 円/食
昼食 780 円/食
夕食 780 円/食

令和 7 年 3 月 1 日

心身障害児総合医療療育センター所長 小崎 慶介